

○大雪消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例

〔令和5年3月22日〕
〔条例第3号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の3の規定に基づき、大雪消防組合職員（以下「職員」という。）の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（高齢者部分休業）

第2条 職員の高齢者部分休業に関しては、消防本部及び消防署の所在町職員の例による。ただし、管理者が必要と認める場合は、この限りではない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。